

塩竈市発注工事の主任技術者の専任要件を緩和します。

○緩和措置の内容

請負代金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上に置く主任技術者については、工事現場の相互の間隔が5km程度の場合は兼務可能とします。

○「工事現場の相互の間隔が5km程度」について

自動車で通行可能な経路で、工事区間相互を連絡する5km程度の距離とします。

○対象とする工事

国、県、市町村等が発注する工事を対象とします。

○その他

- ・兼務配置を希望する場合は「主任技術者兼務届出書」を提出していただきます。
- ・下請負人にも適用されます。
- ・監理技術者は対象外です。

○実施時期

平成24年6月12日以降に入札公告又は指名通知する工事案件から適用となります。

○問い合わせ先

市民総務部財政課管財契約係